

薩摩川内市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成16年薩摩川内市条例第136号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	鹿児島県
3. 市区町村名	薩摩川内市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	65-1：ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	薩摩川内市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成16年薩摩川内市条例第136号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		薩摩川内市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表第1 第2の項 薩摩川内市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成16年薩摩川内市条例第136号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第1条	薩摩川内市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成16年薩摩川内市条例第136号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、（母子家庭等及び寡婦）に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の（福祉を図る）ことを目的とする。	第1条 この条例は、（ひとり親家庭等）の医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の（生活の安定と福祉の向上を図る）ことを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		薩摩川内市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成16年薩摩川内市条例第136号） 薩摩川内市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則（平成16年薩摩川内市規則第108号）

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令36条 項1号	薩摩川内市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第5条
事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭等に対する医療証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令36条 項1号	薩摩川内市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	薩摩川内市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第5条
事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭等に対する医療証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	薩摩川内市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第5条第1項 薩摩川内市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則第4条、第5条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号h2	薩摩川内市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第5条第1項 薩摩川内市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則第4条、第5条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号h3	薩摩川内市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第5条第1項 薩摩川内市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則第4条、第5条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号h4	薩摩川内市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第2条第9項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号h5	薩摩川内市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第5条第1項 薩摩川内市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則第4条、第5条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

事務3

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令36条 項1号	薩摩川内市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第5条第2項 薩摩川内市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則第7条
事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭等に対する医療費支給認定の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令36条 項1号	薩摩川内市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務4

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号	薩摩川内市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第5条第2項 薩摩川内市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則第7条
事務の内容	児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務	ひとり親家庭等に対する医療費支給認定の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号	薩摩川内市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第5条第2項 薩摩川内市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則第7条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合

③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号h2	薩摩川内市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第5条第2項 薩摩川内市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則第7条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号h3	薩摩川内市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第5条第2項 薩摩川内市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則第7条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号h4	薩摩川内市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第2条第9項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号h5	薩摩川内市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第5条第2項 薩摩川内市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則第7条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合

③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報
備考		

届出情報

独自利用事務の対象者	ひとり親家庭等
番号法第9条第2項の条 例に規定した日	2015年12月21日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	23
保護評価書の名称	薩摩川内市ひとり親家庭等医療費助成に関する事務 基礎項目評価書
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E8%96%A9%E6%91%A9%E5%B7%9D%E5%86%85%E5%B8%82&ev_name=%E3%81%B2%E3%81%A8%E3%82%8A%E8%A6%AA%E5%AE%B6%E5%BA%AD%E7%AD%89%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB%E5%8A%A9%E6%88%90%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E4%BA%8B%E5%8B%99&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=4&opn_date_from_year=6&opn_date_from_month=4&opn_date_from_day=6&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=6&opn_date_to_month=7&opn_date_to_day=6&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2